

## 東京海上・年金運用型戦略ファンド(年1回決算型)

## 愛称:年金ぱらす



愛称の「年金ぱらす」とは、将来の年金受給とは別の資産形成をめざすことを意味しており、ファンドをお申込みいただくことで年金額が上乘せされることを意味するものではありません。ファンドは投資信託であり、元本が保証されているものではありません。また、公的年金や企業年金ではなく、生命保険会社等が提供する年金商品とも異なります。

## 年金ぱらすは おかげさまで10周年

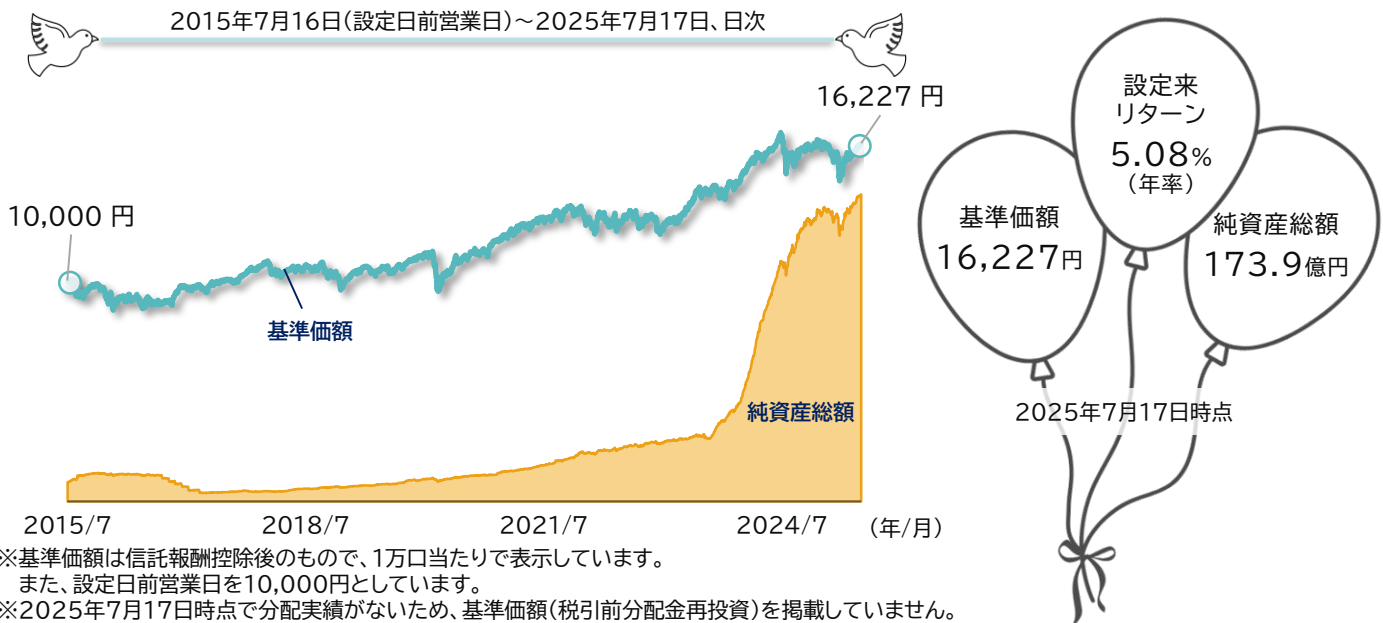
「東京海上・年金運用型戦略ファンド(年1回決算型)(愛称:年金ぱらす)」(以下、当ファンド)は2025年7月17日に、おかげさまで設定から10周年を迎えました。

当ファンドをご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

本レポートでは、改めて当ファンドのポイントをご案内させていただきます。

## 基準価額と純資産総額の推移

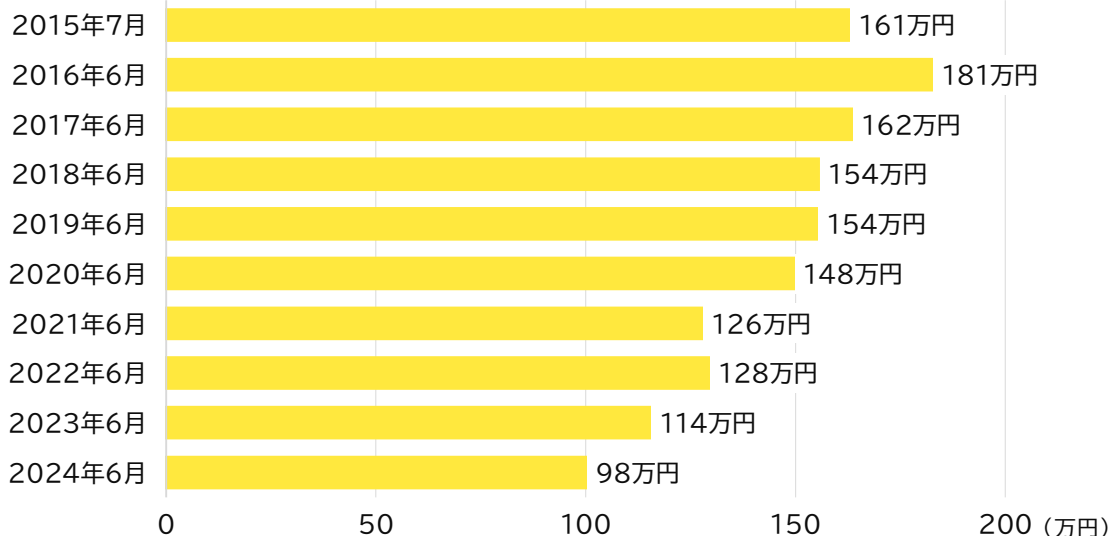
2015年7月16日(設定日前営業日)～2025年7月17日、日次



## 長期保有によって発揮される投資効果

## &lt;投資開始時点別の投資成果&gt;

2025年6月末時点



※上記は各投資開始時点の月末(2015年7月のみ当ファンドの設定日)に100万円を投資した場合の基準日時点における最終金額を示していますが、手数料等は加味していません。

※上記は過去の実績であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。

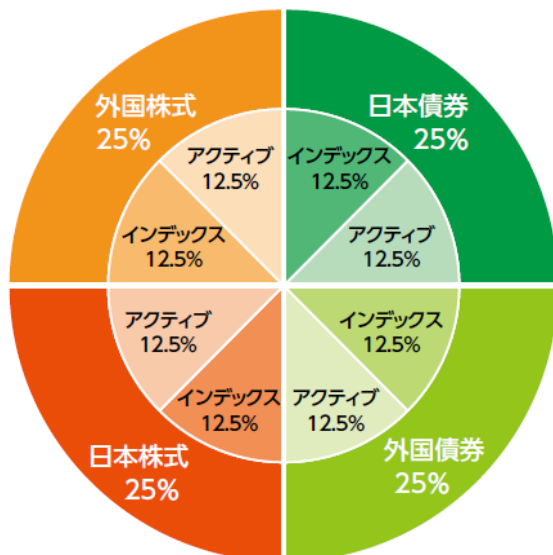


GPIF\*の基本ポートフォリオを参照し基本資産配分比率を決定した上で、市場全体の動きに連動するインデックスファンドと、年金運用で実績のある東京海上アセットマネジメントの運用力を活かしたアクティブファンドを組み合わせています。

その中で、アクティブファンドはインデックスファンドを上回る運用実績を残しています。

### 当ファンドの基本資産配分比率

2025年4月1日時点



### 各マザーファンドの基準価額の騰落率

2015年7月16日(設定日前営業日)～2025年6月30日

| 外国株式    |         | 日本債券    |        |
|---------|---------|---------|--------|
| ①アクティブ  | +245.6% | ①アクティブ  | ▲ 2.7% |
| ②インデックス | +233.6% | ②インデックス | ▲ 3.6% |
| ①-②     | +12.0%  | ①-②     | +0.9%  |

| 日本株式    |         | 外国債券    |        |
|---------|---------|---------|--------|
| ①アクティブ  | +144.4% | ①アクティブ  | +30.1% |
| ②インデックス | +118.6% | ②インデックス | +28.6% |
| ①-②     | +25.9%  | ①-②     | +1.5%  |

\* GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)とは、私たちの「国民年金」と「厚生年金保険」の積立金を管理・運用している公的な機関です。

※当ファンドは、東京海上アセットマネジメントがGPIFの基本ポートフォリオを参照して、独自に基本資産配分比率を決定するものであり、公的年金やGPIFと何ら関係を有するものではありません。また、GPIFの投資成果に連動することをめざすものではありません。

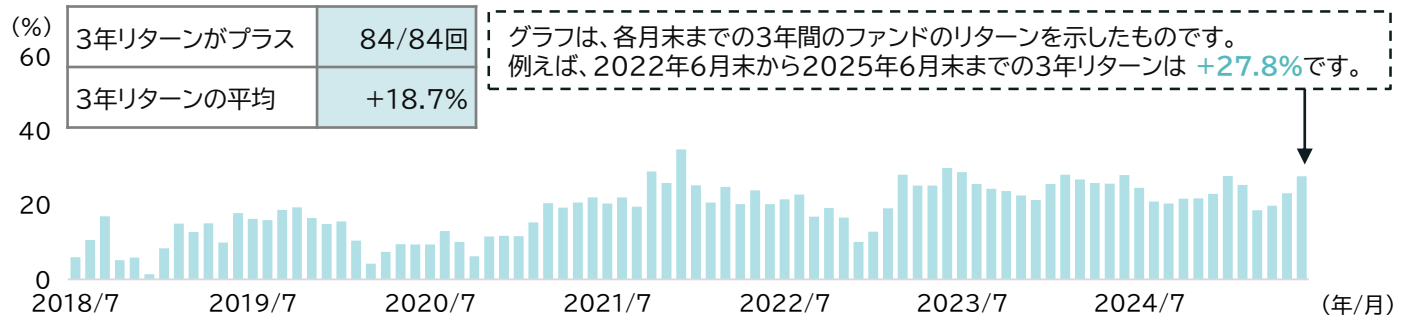
※各資産の値動きによって実際の資産配分比率と基本資産配分比率の乖離が生じるため、当ファンドでは月次でリバランスを実施します。

※基本資産配分比率を基準に、原則として各資産ごとに一定の範囲内(±5%)に収まるように調整します。

※マザーファンドの騰落率は、ファンドの信託報酬等は考慮していません。各マザーファンドの詳細は交付目論見書をご参照ください。

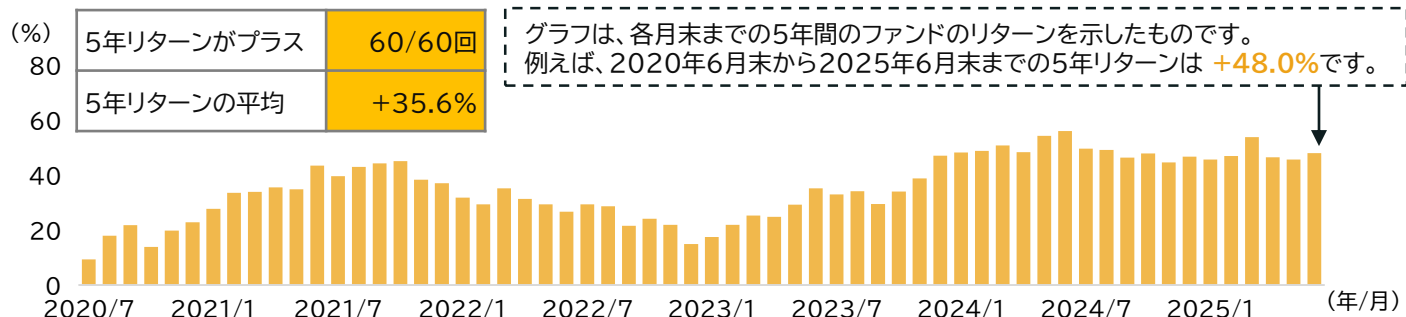
### 当ファンドの3年リターン

計測期間: 2015年7月末～2025年6月末、月次



### 当ファンドの5年リターン

計測期間: 2015年7月末～2025年6月末、月次



※3年リターンおよび5年リターンは年率換算したものではありません。

※上記は基準価額(税引前分配金再投資)を基に算出しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。



|          |                                                                                                                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価格変動リスク  | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。               |
| 金利変動リスク  | 公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。                                                                                  |
| 信用リスク    | 一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。                     |
| 為替変動リスク  | 外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。 |
| カントリーリスク | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。                                                            |
| 流動性リスク   | 受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。                                   |

⚠ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドの費用

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

● 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                                                              |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に <b>2.2%(税抜2.0%)</b> の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。<br>詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>※分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合、手数料はありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                                                                                                       |

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用(信託報酬) | ファンドの純資産総額に <b>年率1.3695%(税抜1.245%)</b> を乗じて得た金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| その他の費用・手数料   | 以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用<br/>ファンドの純資産総額に年率0.011%(税込)をかけた額(上限年99万円)を日々計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。</li><li>● 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料</li><li>● 資産を外国で保管する場合にかかる費用</li><li>● 信託事務等にかかる諸費用</li></ul> ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 |

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

販売会社

| 商号(五十音順)                                 | 登録番号                      | 加入協会    |                 |                 |                    |
|------------------------------------------|---------------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
|                                          |                           | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社 足利銀行                                | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号     | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社 イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号    | ○       |                 |                 |                    |
| 株式会社 池田泉州銀行                              | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号      | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社 SBI証券                               | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |                 | ○               | ○                  |
| 株式会社 SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 株式会社 SBI証券)  | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号     | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社 SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号     | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社 愛媛銀行                                | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第6号      | ○       |                 |                 |                    |
| 株式会社 群馬銀行                                | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第46号     | ○       |                 | ○               |                    |
| CHEER証券株式会社                              | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3299号 | ○       | ○               |                 |                    |
| ちばぎん証券株式会社                               | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第114号  | ○       |                 |                 |                    |
| 株式会社 西日本シティ銀行                            | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第6号     | ○       |                 | ○               |                    |
| 松井証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号  | ○       |                 | ○               |                    |
| マネックス証券株式会社                              | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                        | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 水戸証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号  | ○       | ○               |                 |                    |
| 株式会社 山形銀行                                | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第12号     | ○       |                 |                 |                    |
| 楽天証券株式会社                                 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |

※販売会社によっては、現在、新規申込みの取扱いを中止している場合があります。

設定・運用は

東京海上アセットマネジメント株式会社

商 号 等：東京海上アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

[一般的な留意事項]

■当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。■当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。■投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。■投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。■投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。■投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。■登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。